

豊能町結婚新生活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、結婚に伴う住宅取得に係る費用を支援することにより、婚姻世帯を増やし、少子化対策並びに定住促進を図るため、予算の範囲内において豊能町結婚新生活支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、豊能町支援金等交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象)

第2条 支援金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす夫婦の一方に対し交付するものとする。

- (1) 支援金の申請を行う年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月末日までに婚姻の届け出を行い、申請日において、その婚姻関係を継続している世帯
- (2) 婚姻届が受理された時点で、夫婦ともに39歳以下である者
- (3) 支援金の申請日において、豊能町内に住民登録を有し居住している者
- (4) 夫婦の所得〔申請日の属する年の前年の所得（申請日が申請日の属する年の5月末日にあっては、前々年の所得）〕の合計が500万円未満の世帯。ただし500万円以上の夫婦であっても、夫婦の双方又は一方が、公的団体又は民間団体より学生の就学や生活のために貸与された資金（以下「貸与型奨学金」という。）の返済を現に行っている場合は、世帯収入合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出するものとする。
- (5) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助（他市町村での受給も含む）を受けたことが無い者。ただし、申請年度の前年度に同事業による補助の決定を受けた者（以下「前年度交付決定者」という。）であって、その受給額が補助上限額に達しなかった者は除く。
- (6) 豊能町が賦課する町税及び町税外収入の滞納が無い者
- (7) 申請者及び世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
- (8) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと

(補助対象事業)

第3条 支援金は、結婚に伴う新生活に係る費用のうち、次に掲げる事業の経費を対象とし、申請年度の4月1日から3月末日の間に、支払った費用を対象とする。また、婚姻日以前に取得した住宅費用並びに発注契約したリフォーム工事は婚姻日から起算して1

年以内のものに限る。

- (1) 住宅取得費用
 - (2) 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料等を含む）。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については支援金の対象としない。
 - (3) 住宅への申請者又はその配偶者の転居費用
 - (4) 住宅のリフォーム（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等）工事に係る費用。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。
- 2 対象住宅において住宅手当その他これに類する金銭が支給されている場合は、その額を差し引いた額を補助対象経費とする。

（支援金の額）

- 第4条 支援金の額は、前条第1項の各号に掲げる補助対象事業に係る費用の合計額（千円未満切り捨て）を対象とし、1世帯あたり30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円）を上限とする。
- 2 前年度交付決定者が再度申請する場合、前項の上限金額から既に交付決定された額を差し引いた額を上限として支給する。ただし、この支給は婚姻日が属する年度の翌年度に限る。
- 3 他の公的制度による交付金及び支援金、並びに生活補助を受けている場合、重複の有無を確認のうえ、差し引いた額を支給するものとする。

（交付の申請）

- 第5条 申請者は豊能町結婚新生活支援金（交付・変更）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できる場合は、該当書類の提出を省略することができる。
- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 申請者夫婦が豊能町に居住していることがわかる書類
 - (3) 夫婦2人分の申請年度における直近の所得が確認できる書類（課税証明書等）
 - (4) 豊能町結婚新生活支援金交付に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (5) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
 - (6) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（借入がある場合に限る）
 - (7) 居住物件の売買契約書及び支払いの明細が記載された領収書の写し（物件購入の場合に限る）
 - (8) 居住物件の賃貸借契約書及び支払いの明細が記載された領収書の写し（物件賃借の場合に限る）

(9) 転居費用に係る契約書の写し及び支払いの明細が記載された領収書の写し（転居費用が発生した場合に限る）

(10) 住宅リフォームに係る工事期間が証明できる書類（工事契約書等）及び支払いの明細が記載された領収書の写し（リフォーム工事が発生した場合に限る）

(11) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助額を決定し、豊能町結婚新生活支援金（交付・変更）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、豊能町結婚新生活支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 前年度交付決定者が、第4条第2項の支援金を受ける場合、豊能町結婚新生活支援金変更申請書（様式第1号）に、第5条第1項に掲げる書類のうち、新たに発生した費用がわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助額を決定し、豊能町結婚新生活支援金（交付・変更）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、豊能町結婚新生活支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、豊能町結婚新生活支援金交付・変更決定通知（様式第4号）を受け、支援金の請求をしようとするときは、交付決定通知のあった日から14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊能町結婚新生活支援金交付請求書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の取消)

第9条 町長は、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者が虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の交付を受けた場合、豊能町結婚新生活支援金交付取消通知書（様式第7号）により、支援金の交付を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 町長が前条の交付の取消を行った場合において、支援金が既に交付されている

ときは、豊能町結婚新生活支援金返還請求書（様式第 8 号）により、申請者に支援金の返還を命じることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。